

平成21年6月3日

株主各位

東京都大田区中馬込一丁目3番6号

株式会社 リ コ ー

代表取締役
社長執行役員 近藤 史朗

第109回定時株主総会招集ご通知

拝啓 ますますご清栄のこととお喜び申しあげます。

さて、当社第109回定時株主総会を下記により開催いたしますので、ご出席くださいますようお願い申しあげます。

なお、当日ご出席願えない場合は、書面またはインターネット等により議決権を行使することができますので、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討くださいますよう、平成21年6月24日（水曜日）午後5時30分までに議決権をご行使くださいますよう、お願い申しあげます。

[書面による議決権行使の場合]

同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示のうえ、上記の期限までに到着するようご返送ください。

[インターネット等による議決権行使の場合]

当社指定の議決権行使ウェブサイト (<http://www.web54.net>) にアクセスしていただき、同封の議決権行使書用紙に表示された「議決権行使コード」および「パスワード」をご利用のうえ、画面の案内にしたがって、議案に対する賛否をご入力ください。

インターネット等による議決権行使に際しましては、10ページの「インターネット等のご利用方法について」をご確認くださいよう、お願い申しあげます。

敬 具

記

1. 日 時 平成21年6月25日（木曜日）午前10時
2. 場 所 東京都大田区中馬込一丁目3番6号 当社本店
(末尾の会場ご案内図をご参照ください。)
3. 目的事項
報告事項
 1. 平成20年度（平成20年4月1日から平成21年3月31日まで）事業報告、連結計算書類ならびに会計監査人および監査役会の連結計算書類監査結果報告の件
 2. 平成20年度（平成20年4月1日から平成21年3月31日まで）計算書類報告の件

決議事項

- | | |
|-------|-------------|
| 第1号議案 | 剰余金の処分の件 |
| 第2号議案 | 定款一部変更の件 |
| 第3号議案 | 監査役1名選任の件 |
| 第4号議案 | 補欠監査役1名選任の件 |
| 第5号議案 | 取締役賞与支給の件 |

4. 招集にあたっての決定事項

- (1) 書面とインターネットの双方で議決権行使をされた場合は、後に到着したご行使を有効とさせていただきます。なお、同日に到着した場合は、インターネットによるご行使を有効とさせていただきます。
- (2) インターネットにより、複数回、議決権行使をされた場合は、最後のご行使を有効とさせていただきます。

以 上

-
- ① 当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。
 - ② 株主総会参考書類ならびに事業報告、計算書類および連結計算書類に修正が生じた場合は、インターネット上の当社ウェブサイト（アドレス <http://www.ricoh.co.jp/IR/>）に修正後の事項を掲載させていただきます。

株主総会参考書類

第1号議案 剰余金の処分の件

剰余金の処分につきましては、当事業年度の業績および企業体質の強化、将来の事業展開等を勘案いたしまして以下のとおりといたしたいと存じます。

1. 期末配当に関する事項

当事業年度の期末配当金につきましては、以下のとおりといたしたいと存じます。

(1) 配当財産の種類

金銭といたします。

(2) 配当財産の割当てに関する事項およびその総額

当社普通株式1株につき前事業年度に比べ2円減配の15円といたしたいと存じます。なお、この場合の配当総額は10,885,195,890円となります。

これにより、中間配当金を含めました当事業年度の配当金は、1株につき33円となります。

(3) 剰余金の配当が効力を生じる日

平成21年6月26日といたしたいと存じます。

2. その他の剰余金の処分に関する事項

(1) 増加する剰余金の項目とその額

①繰越利益剰余金	10,976,600,000円
②社会貢献積立金	23,400,000円

(2) 減少する剰余金の項目とその額

①別途積立金	11,000,000,000円
--------	-----------------

第2号議案 定款一部変更の件

1. 変更の理由

平成16年6月9日に公布された「株式等の取引に係る決済の合理化を図るための社債等の振替に関する法律等の一部を改正する法律」（平成16年法律第88号、以下「決済合理化法」といいます。）が平成21年1月5日に施行され、上場株式は、株式振替制度に一斉移行（いわゆる株券の電子化）されました。

これに伴い、当社の定款上不要となりました株券、実質株主及び実質株主名簿に関する規定の削除等の所要の変更を行うものであり、また、株券喪失登録簿については、決済合理化法施行日の翌日から起算して1年を経過する日までの間これを作成して備置かなければならないことから、附則に所要の規定を設けるものであります。

なお、現行定款第7条（株券の発行）につきましては、決済合理化法附則第6条第1項に基づき、平成21年1月5日の同法施行日を効力発生日として定款の定めを廃止する定款変更の決議をしたものとみなされております。

2. 変更の内容

変更の内容は次のとおりであります。

（下線は変更箇所を示します。）

現 行 定 款	定 款 変 更 案
第2章 株 式 （発行可能株式総数）	第2章 株 式 （発行可能株式総数）
第6条 当社の発行可能株式総数は、1,500,000,000株とする。	第6条 当社は、 <u>株式を発行し</u> その発行可能株式総数は、1,500,000,000株とする。
<u>（株券の発行）</u>	
第7条 当社は、 <u>株式に係る株券を発行する。</u>	（削 除）
（自己の株式の取得）	（自己の株式の取得）
第8条 当社は、会社法第165条第2項の規定により、取締役会の決議によって自己の株式を取得することができる。	第7条（同左／現行のまま）
<u>（単元株式数および単元未満株券の不発行）</u>	（単元株式数）
第9条 当社の単元株式数は、1,000株とする。	第8条（同左／現行のまま）

現 行 定 款	定 款 変 更 案
<p>② <u>当会社は、第7条の規定にかかわらず、単元未満株式に係る株券を発行しない。ただし、「株式取扱規程」に定めるところについてはこの限りでない。</u></p>	<p>② (削 除)</p>
<p>(単元未満株式についての権利)</p> <p>第10条 当会社の株主(実質株主を含む。以下同じ。)は、その有する単元未満株式について、次に掲げる権利以外の権利を行使することができない。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 会社法第189条第2項各号に掲げる権利 2. 会社法第166条第1項の規定による請求をする権利 3. 株主の有する株式数に応じて募集株式の割当ておよび募集新株予約権の割当てを受ける権利 4. 次条に定める請求をする権利 	<p>(単元未満株式についての権利)</p> <p>第9条 当会社の株主は、その有する単元未満株式について、次に掲げる権利以外の権利を行使することができない。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 〃 (同左/現行のまま) 4.
<p>(単元未満株式の買増し)</p> <p>第11条 当会社の株主は、「株式取扱規程」に定めるところにより、その有する単元未満株式の数と併せて単元株式数となる数の株式を売り渡すことを請求することができる。</p>	<p>(単元未満株式の買増し)</p> <p>第10条 (同左/現行のまま)</p>
<p>(株主名簿管理人)</p> <p>第12条 当会社は、株主名簿管理人を置く。</p>	<p>(株主名簿管理人)</p> <p>第11条 (同左/現行のまま)</p>

現 行 定 款	定 款 変 更 案
<p>② 株主名簿管理人およびその事務取扱場所は、取締役会の決議によって定め、これを公告する。</p> <p>③ 当会社の株主名簿（<u>実質株主名簿を含む。以下同じ。</u>）、<u>新株予約権原簿および株券喪失登録簿</u>の作成ならびに備置きその他の株主名簿、<u>新株予約権原簿および株券喪失登録簿</u>に関する事務は、これを株主名簿管理人に委託し、当社においては取り扱わない。</p> <p>(株式取扱規程)</p> <p>第<u>13</u>条 当会社の株式に関する取扱いおよび手数料は、法令または本定款のほか、取締役会において定める「株式取扱規程」による。</p> <p>第 3 章 株主総会</p> <p>第<u>14</u>条 〵 (条文省略)</p> <p>第<u>43</u>条</p>	<p>② (同左/現行のまま)</p> <p>③ 当会社の株主名簿<u>および新株予約権原簿</u>の作成ならびに備置きその他の株主名簿<u>および新株予約権原簿</u>に関する事務は、これを株主名簿管理人に委託し、当社においては取り扱わない。</p> <p>(株式取扱規程)</p> <p>第<u>12</u>条 (同左/現行のまま)</p> <p>第 3 章 株主総会</p> <p>第<u>13</u>条 〵 (同左/現行のまま)</p> <p>第<u>42</u>条</p>

現 行 定 款	定 款 変 更 案
<p>(新 設)</p> <p>(新 設)</p>	<p>附 則</p> <p><u>第 1 条</u> 当社の株券喪失登録簿は、株主名簿管理人の事務取扱場所に備置き、株券喪失登録簿に関する事務は、これを株主名簿管理人に委託し、当社においては取り扱わない。</p>
<p>(新 設)</p>	<p><u>第 2 条</u> 当社の株券喪失登録簿への記録は、法令または定款に定めるもののほか、取締役会で定める株式取扱規程による。</p>
<p>(新 設)</p>	<p><u>第 3 条</u> 本附則第1条から本条までの規定は、平成22年1月6日をもってこれを削除する。</p>

第3号議案 監査役1名選任の件

本総会終結の時をもって監査役富沢耕治氏が辞任されますので、改めて監査役1名のご選任をお願いするものであります。

なお、本議案につきましては、あらかじめ監査役会の同意を得ております。

監査役候補者は次のとおりであります。

氏名 (生年月日)	略歴、当社における地位および担当 ●他の法人等の代表状況	所有する当社株式の数
井上 雄二 <small>いの うえ ゆう じ (昭和23年4月4日生)</small>	昭和46年4月 当社入社 平成9年1月 当社経理本部 副本部長 平成10年4月 当社経理本部長 平成10年10月 リコーリース株式会社 営業本部長 平成11年6月 同社 常務取締役 平成12年4月 同社 代表取締役社長 平成12年6月 当社グループ執行役員（現在） 平成16年6月 当社常務取締役 平成17年6月 ●リコーリース株式会社 代表取締役 社長執行役員（現在） 平成21年6月 同社代表取締役 社長執行役員 退任予定 当社グループ執行役員退任予定	10,000株

(注) 候補者と当社との間に特別の利害関係はありません。

第4号議案 補欠監査役1名選任の件

監査役が法令に定める員数を欠くことになる場合に備えて監査業務の継続性を維持するため、社外監査役松石献治氏および湯原隆男氏の補欠として、あらかじめ補欠の社外監査役1名のご選任をお願いするものであります。

なお、選任の効力は就任前に限り、監査役会の同意を得て、取締役会の決議によりその選任の効力を取り消すことができるものとさせていただきます。

また、本議案につきましては、あらかじめ監査役会の同意を得ております。

補欠の監査役候補者は次のとおりであります。

氏名 (生年月日)	略歴、当社における地位および担当 ●他の法人等の代表状況	所有する当社株式の数
ほり え きよ ひさ 堀江清久 (昭和23年3月7日生)	昭和45年4月 公認会計士堀江・森田協同監査事務所(現明治監査法人)入所 株式会社昭和会計事務所入所 昭和55年8月 公認会計士登録 昭和63年3月 税理士登録 昭和63年4月 明治監査法人 代表社員(現在) 昭和63年5月 ●株式会社昭和会計事務所 代表取締役社長(現在) 昭和63年5月 明治監査法人 理事(現在) 平成10年5月 同法人 副理事長(現在)	0株

- (注) 1. 候補者と当社との間に特別の利害関係はありません。
2. 堀江清久氏は、社外監査役の補欠として選任するものであります。
3. 堀江清久氏は、公認会計士および税理士としての長年の識見と経験から、当社の監査役として適任であると判断し、選任をお願いするものであります。
4. 堀江清久氏の選任が承認され、同氏が監査役に就任した場合は、当社と同氏との間で責任限度額を5,000,000円または会社法第425条第1項に定める最低責任限度額とのいずれか高い額とする責任限定契約を締結する予定であります。

第5号議案 取締役賞与支給の件

当事業年度末時点において在任中の取締役9名(社外取締役を除く)に対し、当事業年度の業績等を勘案し、取締役賞与として総額84,800,000円を支給いたしたいと存じます。なお、各取締役に対する具体的な金額、支給時期、方法等は取締役会の決議にご一任願いたいと存じます。

以上

【インターネット等のご利用方法について】

1. 当社の指定する議決権行使ウェブサイト
<http://www.web54.net>にアクセスしてください。
なお、携帯電話を操作端末として用いたインターネットではご利用いただけませんのでご了承ください。
2. 議決権行使書用紙に記載の議決権行使コードおよびパスワードが必要となります。
3. 議決権行使ウェブサイトアクセスされると、株主様ご本人にお決めいただく8桁の新しいパスワードが必要になりますので、あらかじめご用意ください。
4. 議決権行使ウェブサイトをご利用いただくためのプロバイダーの接続料金および通信事業者への通信料金（電話料金）などは株主様のご負担となります。

＜パスワードのお取扱いについて＞

1. 新しいパスワードは、ご行使される方が株主様本人であることを確認する手段ですので大切に保管願います。万一新しいパスワードを忘れてたり、紛失された場合には、インターネットによる議決権行使およびすでに行使された内容の変更ができなくなりますのでご注意ください。
(新しいパスワードに関するご照会にはお答えできません。)
2. 今回ご案内する議決権行使コードおよびパスワードは、本株主総会に関してのみ有効です。(次回の株主総会の際には、新たにパスワードを発行いたします。)

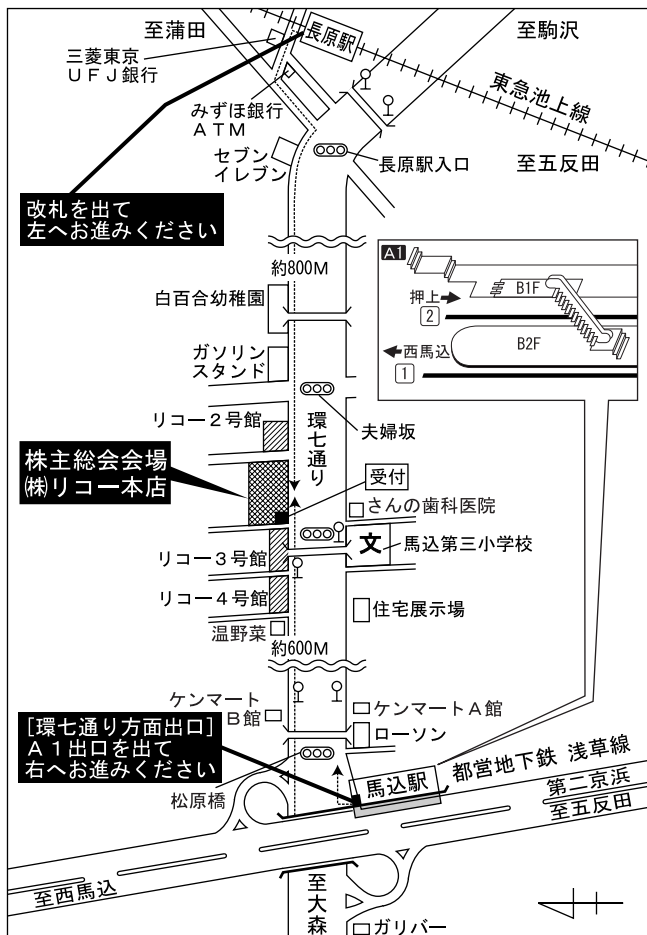
インターネットでの議決権行使に関するパソコンの操作等がご不明な場合は、下記にお問い合わせください。

中央三井 証券代行ウェブサポート 専用ダイヤル フリーダイヤル 0120-65-2031 (月曜～金曜 9:00～21:00)

機関投資家の皆様へ

上記のインターネットによる議決権行使のほかに、あらかじめ申し込みされた場合に限り、株式会社東京証券取引所等が出資する株式会社ICJが運営する議決権電子行使プラットフォームをご利用いただくことができます。

株主総会会場ご案内図



株式会社 リコー 本店

〒143-8555 東京都大田区中馬込一丁目3番6号
電話 (03) 3777-8111 (大代表)

[交通]

- 都営地下鉄浅草線「馬込駅」A1出口より徒歩約12分
- 東急池上線「長原駅」より徒歩約15分
- JR「大森駅」山王北口下車 同所東急バス停留所より「上池上循環内回り」「新代田駅前」のいずれかのバスにて「馬込第三小学校」下車

